愛知県立大学教職支援室要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県立大学教育支援センター規程第3条に基づき、教育支援センター(以下「センター」という。)に設置する教職支援室(以下「支援室」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 支援室は、教育職員の養成及び研修に関わる支援を全学的に円滑かつ組織的に推進する ことを目的とする。

(業務)

- 第3 支援室は、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 教職課程の運営及び教職指導に関すること。
 - (2) 教育職員の養成及び研修に関すること。
 - (3) スクールボランティアに関すること。
 - (4) 教員採用試験に関すること。
 - (5) その他室長が必要と認めること。

(組織)

- 第4 支援室は、次の者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2)室員 2名
 - (3) 地域連携センター長補佐のうち地域連携センター長が指名する者 1名
 - (4) 教育支援センター長が指名する学務課事務職員
 - (5) その他支援室長が必要と認めた者
- 2 前項第2号の室員は、教育福祉学部教育発達学科の教員のうちから、教育支援センター長が指名する。

(室員の任期)

- 第5 第4第2項の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の室員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における室員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6 支援室の庶務は、学務課が担当する。

附即

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成23年10月13日から施行し、平成23年10月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。